

財秘第3404号
令和6年12月26日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

財務大臣 加藤 勝信

令和6年11月25日付の行政文書の開示請求（財務省接受番号：文第30080号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

大臣レクを行う際の注意事項が書いてある文書（最新版）

2 不開示とした理由

開示請求のあった上記行政文書について、財務省において作成、取得をしておらず、保有を確認できなかったため。

* この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

大臣官房秘書課総務係 TEL : 03 (3581) 4111 (内5306)
大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 TEL : 03 (3581) 4111 (内5623)